

カタラボ正会員会費について

<カタラボに掲載するカタログは、生活空間を構成する建材・住宅設備及びそれに付随するサービスを対象としています。>

- 1: 会員・会費
- ①カタラボ正会員への入会は企業単位とします。
 - ②会員企業はカタラボ運営のための会費として、入会金、年会費及び制作費を負担お願いします。
 - ③入会金は初期登録の経費として第2項に定められた金額をご請求いたします。
 - ④年会費はデータセンター運営維持のための費用として、センターに登録しているカタログページ数に応じて第3項に定める金額をご請求いたします。
 - ⑤制作費はデータセンターにカタログを新規登録もしくは部分改定する費用として、登録もしくは差替えしたページ数に応じて第4項に定める金額をご請求いたします。
 - ⑥中小企業基本法に規定する中小企業につきましては優遇措置を設けます。(※)
 - ⑦一度お支払いいただいた入会金、年会費、制作費は返却いたしません。
 - ⑧表示金額には消費税が含まれておりません。ご請求時に別途申し受けます。
 - ⑨お支払は、現金に限ります。

2: 入会金

建産協会企業	非会員企業
¥80,000	¥100,000

①中小企業会員は半額とします。(※)

3: 年会費

【登録翌年以降の年会費】

登録カタログページ	建産協会企業	非会員企業
0 ~ 50	¥50,000	¥60,000
51 ~ 200	¥100,000	¥120,000
201 ~ 1,000	¥150,000	¥180,000
1,001 ~ 5,000	¥200,000	¥240,000
5,001 ~	¥250,000	¥300,000

①年会費は4月～翌年3月までの1年単位とします。なお、10月以降の年度途中の入会については年会費を半額といたします。

②登録カタログページ数については毎年3月末に見直しを行い、その時点の登録数で次年度の年会費を左表に従い決定します。請求書は毎年4月に発行させていただきます。

③登録カタログページ数は毎年9月末にも見直しを行い、3月末に比べてページ数が増加した場合にのみ年会費差額の半分を6ヶ月分として10月にご請求させていただきます。

④新規入会時は入会時に登録したカタログページ数で年会費を決定し、入会金と合わせて、入会時にご請求致します。その後については②、③の規定の通りです。

⑤中小企業会員は半額とします。(※)

4: 制作費

建産協会企業	非会員企業
¥300/ページ	¥400/ページ

①制作費はカタログの新規登録もしくは差替えのページ数に左表の制作単価を乗じた金額となります。

②制作費は月末締め翌月請求とさせていただきます。

5: お支払い例

(4月入会の場合)

■ケース①一般会員で200ページを登録

区分	建産協会会員	非会員
入会金	¥80,000	¥100,000
年会費	¥100,000	¥120,000
制作費	¥60,000	¥80,000
合計	¥240,000	¥300,000

■ケース②中小企業会員で50ページを登録

区分	建産協会会員	非会員
入会金	¥40,000	¥50,000
年会費	¥25,000	¥30,000
制作費	¥15,000	¥20,000
合計	¥80,000	¥100,000

中小企業会員は半額(※)